

# 北杜市立長坂中学校 いじめ防止対策基本方針

## I いじめ問題に対する基本的な考え方

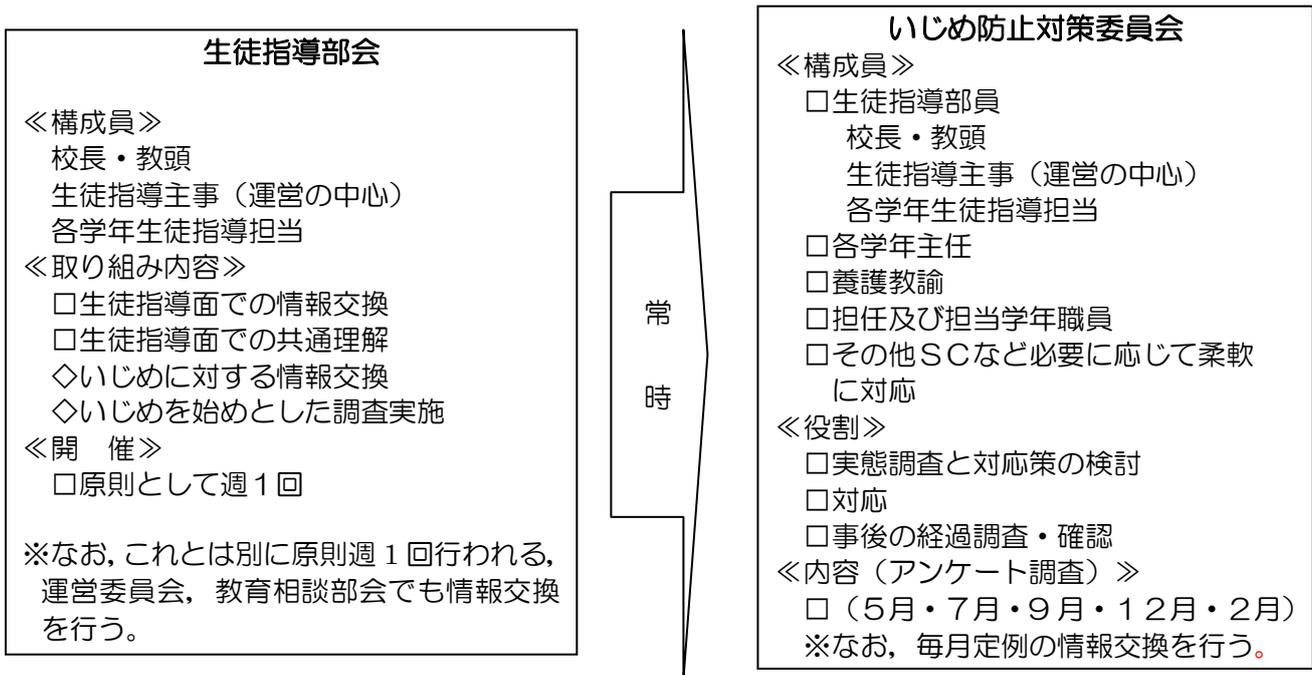
### ○ いじめの定義

「いじめ」とは、『当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じているもの』とされています。  
(いじめ防止対策推進法2条)

## II いじめ対策の組織

「いじめ問題」への組織的な取り組みを推進するために、「生徒指導部会」を中心に、日常の生徒の様子の情報交換やいじめに対する調査を行います。

いじめの防止及びいじめが発生した場合の対処として、以下の「いじめ防止対策委員会」を常時設置し、この組織が中心となり、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的にいじめに関する対策を行います。



## III 未然防止の取り組み

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」を始めとする未然防止に取り組むことが最も重要です。そのためには、好ましい人間関係を築き、確かな学力と豊かな心を育て、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加できる学校づくりを進めて行くことが必要です。

そこで、本校では、道徳や学級活動、学校行事や学年行事だけでなく、教科の授業や白藤タイム（総合的な学習の時間）、朝の会や帰りの会等、あらゆる機会を通じて、お互いの良さを認め合う集団づくりに努めるとともに、生徒自身が自己肯定感や自己有用感を持てるような指導に努めます。

また、生徒会の取り組みとして、生徒総会で「いじめ問題についての話し合い」を持つことにより、生徒全員が主体的にいじめの問題について考え、いじめを許さないような雰囲気づくりに努めます。

#### IV 早期発見の取り組み

いじめは、早期発見が早期解決につながります。早期発見のためには、日頃から生徒との人間関係づくりを大切にし、信頼関係を構築しておくことが大切です。

また、いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで起きており、潜在化しやすいことを認識する必要があります。そのため、私たち教職員は、生徒の些細な言動から小さな変化を敏感に察知し、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取れる感性を高め、いじめを見逃さない力を向上させることが求められています。

そこで、日頃から、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないように感性を磨くとともに情報交換を密にし、日頃から生徒を見つめる目を大切にしたいと考えます。また、定期的なアンケート調査や二者懇談等の実施により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、実態把握に取り組みます。さらに、生徒に係わる情報を教職員間で共有し、保護者とも連携して情報を収集するように努めます。

##### 1 早期発見のための手立て

- (1) 日常の観察と言葉掛け
- (2) 生活ノート・やりとり帳（生活の様子についての聞き取り）
- (3) 二者懇談や三者懇談及び家庭訪問の実施（QU 検査をもとに）
- (4) アンケート調査の実施（年5回）
- (5) 保健室や図書室での様子
- (6) 周りの友達からの相談
- (7) 本人からの相談
- (8) 保護者からの相談
- (9) 地域からの情報

#### V いじめへの対処

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに『いじめ防止対策委員会』を開き、組織的に対応します。

被害生徒を守るとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害生徒を指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことも大切にします。

『いじめ防止対策委員会』が中心となり教職員全員の共通理解を図りながら、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携して対応に当たります。

## 1 いじめの発見・通報を受けた時の対応

いじめが「重大な事態」とであると判断した場合は、速やかに北杜市教育委員会に報告します。同時に、北杜市教育委員会からの指示に従って、または、指示がなくても学校は事実関係を明確にするための調査を適切な方法で行います。

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、北杜市教育委員会と連絡を取り、所轄警察署と相談します。

### \*重大な事態

- ア 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い
  - 自殺を企図した
  - 身体に重大な障害を負った
  - 金品等に重大な被害を被った
  - 精神性の疾患を発症した
- イ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い(年間30日を目安)。一定期間連続して欠席しているような場合などは迅速に調査を行います。

### \*犯罪行為

- からかい、ひやかし、悪口など … 脅迫、名誉棄損、侮辱
- ぶつかる、叩く、蹴る … 暴行、傷害
- 金品をたかる … 恐喝
- 金品を隠される、壊されるなど … 窃盗、器物破損
- 恥ずかしい、危険なことをされる、させられる … 強要、強制わいせつ
- ネット上での誹謗中傷など … 名誉棄損、侮辱

## 2 いじめられた生徒又はその保護者への支援

### 状況に応じて考えられる対応

- 複数の教職員の協力のもと、いじめられた生徒の見守りなどによる安全確保。
- いじめた生徒を別室において指導。又は、出席停止の制度の活用。
- スクールカウンセラーだけでなく、心理や福祉の専門家、教員経験者・警察経験者など外部人材及び外部機関の活用。

## 3 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

### 状況に応じて考えられる対応

- 特別の指導計画による指導（心理的な孤立感や疎外感を与えないなどの配慮）
- 出席停止制度の活用
- 警察との連携

### 《参考》学校教育法 11 条の規定による懲戒

いじめには様々な要因があることを鑑み、必要があると認められた場合の懲戒は、いじめた生徒が自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行うことがあります。

- 注意
- 叱責
- 居残り
- 別室指導
- 起立
- 清掃
- 学校当番の割り当て
- 文書指導 など

## 4 いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた生徒にも、誰かに知らせる勇気を持って欲しいこと、はやし立てるなど同調していた生徒には、いじめに加担する行為であることを理解させます。そして、いじめが起きたという事実に対し、自分たちの問題として学級会などで話合わせ、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする意識や態度を育てます。

## 5 ネット上のいじめへの対応

学校において、情報モラルの教育を進めるとともに、保護者の理解と協力を得ながら、家庭におけるネット使用のルールを作成を進めます。

ネット上の不適切な書き込み等が報告されたら、被害の拡大を避けるため、すぐに削除する措置をとります。（プロバイダに依頼するなど）また、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある場合には、所轄警察署に通報し、適切な援助を求めます。

## VI その他の留意事項

### 1 職員の共通理解と即時的な対応

いじめへの対応は学校長を中心に全教職員が迅速に協力体制を確立することが重要です。

そのため、一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校における「いじめ防止対策委員会」で情報を共有し、組織的に対応することが必要です。いじめがあった場合の組織的な対処ができるよう、平素からこれらの対応のあり方について、全ての教職員で共通理解を図ります。

### 2 校内研修の充実

いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行います。また、学級活動や道徳などについて研修し、望ましい言語・集団活動について研修します。さらに QU 検査等の結果を生かし、人間関係づくりについての研修を行います。

### 3 校務の効率化

職員が生徒とふれあう時間を確保するために、校務全般についての検討も行い、事務処理の効率化や行事反省による活動内容の精選を図ります。

### 4 学校評価

学校自己評価においては、年度毎の取組について、生徒、保護者からのアンケート調査、教職員自身の評価などによって、さまざまな声をひろうとともに、PDCAサイクルを生かし、活動や行事の改善につなげます。

### 5 地域や家庭との連携について

地域全体で、「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切であるということから、PTAや地域の会合等で、いじめ問題など健全育成について話し合いを進めることをお願いします。